

令和8年第1回山北町議会定例会の経過（3月18日）

議長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第1号 山北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び日程第2、議案第2号 山北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、福祉教育常任委員会に付託してありますので、審査報告を委員長よりお願いします。

議席番号11番、児玉洋一福祉教育常任委員会委員長。

11 番 児 玉 改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、福祉教育常任委員会の審査報告をさせていただきます。

令和8年3月10日、午前11時から役場401会議室において、委員6名及び町長、副町長、教育長並びにこども教育課長の出席を得て、福祉教育常任委員会を開催し、令和8年3月9日の本会議で当委員会に付託された議案第1号 山北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び議案第2号 山北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を審査しましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。

初めに、こども教育課長より乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度の概要について補足説明後、質疑に入りました。

委員。公立の園においても、山北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく認可と、山北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例に基づく確認を受ける必要があるか。

こども教育課長。公立の園で実施をする場合には山北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例に基づく確認のみが必要となります。

委員。法定代理受領はどういったものか。

こども教育課長。町から保護者に乳児等支援給付費を支給し、その後事業者に納付されるものを、保護者の代理として町が事業者へ直接支払うものに

なります。

委員。保護者が利用料を支払うことはないのか。

こども教育課長。1時間当たり300円の利用者負担と食事などの実費は負担いただきます。

委員。一時預かり事業との違いは何か。

こども教育課長。事業の目的が異なります。一時預かり事業が、保護者の疾病等の理由により家庭で保育することが一時的に困難になった子どもを保育する事業であるのに対し、乳児等通園支援事業は全ての子どもの育ちを応援する目的の事業となります。

次に、乳児等通園支援事業は、全ての自治体で実施されるのに対し、一時預かり事業は実施していない自治体もあります。また、山北町では一時預かり事業の対象年齢を0歳2か月から小学校就学前までとしていますので、対象年齢も異なります。

委員。現在の対象者数は把握しているか。

こども教育課長。令和8年3月1日時点で、対象年齢の子どもは58名で、そのうち35名が在園中、もしくは4月から入園予定となっているため、乳児等通園支援事業が利用可能な対象者数としては23名となります。

委員。保育士の負担が増えると思うが、対応はどう考えているのか。

こども教育課長。町においては、余裕活用型での実施を予定しているため、保育士の負担は最小限に抑えられると考えています。

委員。余裕活用型について実際には施設の定員ではなく、保育士の配置基準に対しての余裕であると思うが、どの程度の受入れが可能か把握しているのか。

こども教育課長。人事異動が確定後に受入れの体制を整えていきたいと考えています。

委員。職員の雇用などに係る経費は国から交付されるのか。

こども教育課長。職員の雇用に関わる経費は交付されません。

委員。職員の休暇などにより受入れができない日もあるのか。

こども教育課長。受入れができない日が生じる可能性はあります。利用予約は、国が提供している総合支援システムでもらうこととなります。そ

のため、受入れができない日は事前に予約ができない設定とします。

委員。町において認可が不要ということは安全計画の策定等も不要ということか。

こども教育課長。保育所においては、神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、既に安全計画を策定しています。乳児等通園支援事業の実施に当たり、必要な事項が生じた場合は、既存の計画等を改定します。

委員。町においては余裕活用型で実施するとのことだが、民間事業者が参入した場合には、一般型で実施する可能性もあるという理解でいいか。

こども教育課長。そのとおりです。

委員。民間事業者が乳児等通園支援事業を新たに実施したい場合は、山北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び山北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の基準を満たせば実施可能であるということか。

こども教育課長。基準を満たし、認可を受ければ、乳児等通園支援事業のみを実施することも可能です。

以上で質疑を終了し、議案第1号 山北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、全員賛成で了承されました。

続いて、議案第2号 山北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を審査しましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。

委員。基本的には国の基準に従っていると思うが異なっている箇所はあるのか。

こども教育課長。全て国の基準で示されているとおりです。

委員。第28条に規定されている苦情解決のための窓口はどのように設置する予定か。

こども教育課長。既に山北町立保育園及び認定こども園における苦情等処理要綱に基づき設置をしており、乳児等通園支援事業においても準用します。

委員。町外在住者の広域利用も可能か。

こども教育課長。居住している自治体で認可を受け、利用希望施設におい

て面談後に利用が可能です。

委員。第29条において、地域との連携について記載があるが、どのような連携をしていくのか。

こども教育課長。既に園外保育や地域の方を招いてのイベントなどを実施しているので、引き続き協力を依頼します。

委員。広域利用について、町内の子どもが町外の施設を利用する可能性もあるという理解でいいか。

こども教育課長。そのとおりです。

以上で質疑を終了し、議案第2号 山北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、全員賛成で了承されました。

以上、報告を終わります。

議 長 付託議案に対する常任委員会の審査報告が終わりましたので、議案第1号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ

質疑がないので、これから討論を行います。討論はありますか。ありませんか。

(「なし」の声多数)

議 長 討論なしと認めます。

討論がないので、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第1号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第1号は原案どおり可決されました。

続きまして、日程第2、議案第2号 山北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声多数)

議 長 討論なしと認めます。

討論がないので直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第2号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第2号は原案どおり可決されました。
日程第3、議案第21号 令和8年度山北町一般会計予算についてを議題と
いたします。

本件及び日程第4、議案第22号 令和8年度山北町国民健康保険事業特別
会計予算から日程第13、議案第31号 令和8年度山北町下水道事業会計予算
までは予算特別委員会に付託してありますので、審査報告を委員長より願
いします。

議席番号1番、和田成功予算特別委員会委員長。

1番和田 それでは委員長報告をさせていただきます。

令和8年3月5日の本会議において当委員会に付託されました議案第21号
令和8年度山北町一般会計予算から議案第31号 令和8年度山北町下水道事
業会計予算までの一般会計予算1件、特別会計予算8件及び事業会計予算2
件について、予算特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ
ます。

当委員会は3月12日及び16日の両日、午前9時から議場にて委員11名出席
の下、議長、町長、副町長、教育長並びに関係課長等の出席を得て、委員会
を開催し、慎重かつ詳細にわたり審査を行いました。

審査に当たっては、人口減少、少子高齢化の進行、物価高騰への対応、防
災・減災対策の強化、公共施設の老朽化への対応など、当町を取り巻く社会
経済情勢を踏まえ、町民生活の安定と福祉の向上を図るとともに、将来を見
据えた持続可能な町政運営に資する予算となっているかという観点から、各
施策及び各事業についてその必要性、妥当性、実効性、さらには中長期的な
財政運営への影響等に留意し、委員から活発な質疑が行われ、慎重に審査を
行ったところであります。

審査の結果、各施策及び各事業の内容については一定の理解を示すもので
ありますが、今後の事業執行に当たっては、社会経済情勢の変化や町民ニー

ズを的確に把握しつつ、より一層の費用対効果の検証に努め、第6次山北町総合計画に掲げる施策の着実な推進と、健全で持続可能な財政運営に十分配慮しながら、効果的かつ効率的な行政運営に取り組まれることを望むものであり、議会としても、今後の事業執行と財政運営の推移を注視していくものであります。

以上の審査を踏まえ、採決を行った結果、議案第21号 令和8年度山北町一般会計予算から議案第31号 令和8年度山北町下水道事業会計予算までの各議案につきましては、いずれも原案のとおり全員賛成をもって可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程における主な質疑につきましては、お手元に配付の議事録のとおりでありますので、報告は省略させていただきます。

以上をもちまして、予算特別委員会の委員長報告といたします。

議長 付託議案に対する予算特別委員会の審査報告が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第3、議案第21号 令和8年度山北町一般会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第21号について討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので議案第21号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。

委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第22号 令和8年度山北町国民健康保険事業特別会計予算について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので議案第22号について討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第22号について採決いたします。

本件に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第22号は原案どおり可決されました。
日程第5、議案第23号 令和8年度山北町後期高齢者医療特別会計予算に
ついて質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第23号について討論のある方はどうぞ。
討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第23号について採決いたします。
本件に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第23号は原案どおり可決されました。
日程第6、議案第24号 令和8年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予
算について質疑のある方はどうぞ

質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので議案第24号について、討論のある方はどうぞ。
討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第24号について採決いたします。
本件に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第24号は原案どおり可決されました。
日程第7、議案第25号 令和8年度山北町山北財産区特別会計予算につい
て質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第25号について、討論のある方はどうぞ。
討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

- 議 長 御異議がないので、議案第25号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)
- 議 長 挙手全員。よって議案第25号は原案どおり可決されました。
日程第8、議案第26号 令和8年度山北町共和財産区特別会計予算について質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので、議案第26号について、討論のある方はどうぞ。
討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数)
- 議 長 御異議がないので、議案第26号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)
- 議 長 挙手全員。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。
日程第9、議案第27号 令和8年度山北町三保財産区特別会計予算について質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので議案第27号について、討論のある方はどうぞ
討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数)
- 議 長 御異議がないので、議案第27号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)
- 議 長 挙手全員。よって、議案第27号は原案どおり可決されました。
日程第10、議案第28号 令和8年度山北町介護保険事業特別会計予算について質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので議案第28号について、討論のある方はどうぞ。
討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数)

- 議 長 御異議ないので議案第28号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)
- 議 長 挙手全員。よって議案第28号は原案どおり可決されました。
日程第11、議案第29号 令和8年度山北町商品券特別会計予算について質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので、議案第29号について、討論のある方はどうぞ。
討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数)
- 議 長 御異議ないので、議案第29号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)
- 議 長 挙手全員。よって、議案第29号は原案どおり可決されました。
日程第12、議案第30号 令和8年度山北町水道事業会計予算について質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので、議案第30号について、討論のある方はどうぞ。
討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数)
- 議 長 御異議がないので議案第30号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)
- 議 長 挙手全員。よって議案第30号は原案どおり可決されました。
日程第13、議案第31号 令和8年度山北町下水道事業会計予算について質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので議案第31号について、討論のある方はどうぞ。
討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数)

- 議 長 御異議がないので、議案第31号について採決いたします。
 本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
 委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 (全員挙手)
- 議 長 挙手全員。よって議案第31号は原案どおり可決されました。
 日程第14、議案第34号 山北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。
 提案者の説明を求めます。
 町長。
- 町 長 議案第34号、山北町固定資産評価審査委員会委員の選任について。
 次の者を山北町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。
 令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。
 氏名、三尋木昭治。
 住所、山北町岸100番の35。
 生年月日、昭和27年12月26日。
 任期、令和8年4月1日から令和11年3月31日。
 提案理由でございますが、現山北町固定資産評価審査委員会委員の三尋木昭治は令和8年3月31日をもって任期満了となります。引き続き、委員に選任したいので提案するものです。経歴については次ページについておりますので、お目通しください。
- 議 長 説明が終わりましたので、議案第34号について質疑に入ります。
 質疑のある方はどうぞ。ございませんか。よろしいですか。
 質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。
 (「異議なし」の声多数)
- 議 長 御異議ないので議案第34号を採決いたします。
 原案に賛成者は挙手願います。
 (全員挙手)
- 議 長 挙手全員。よって議案第34号は原案どおり同意することに決定いたしましたし

た。

日程第15、議案第35号 山北町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第35号、山北町教育委員会委員の任命について。

次の者を山北町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、岩井隆豪。

住所、山北町向原1331番地。

生年月日、昭和39年8月25日。

任期、令和8年4月1日から令和12年3月31日。

提案理由でございますが、山北町教育委員会委員の今村敏雄氏の任期満了に伴い、岩井隆豪氏を任命したいので提案するものです。次ページに経歴が載っておりますのでお目通しください。

議長 説明が終わりましたので、議案第35号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第35号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第35号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第16、議案第36号 山北町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第36号 山北町人権擁護委員の推薦について、次の者を山北町人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、秋山世津子。

住所、山北町岸117番地の1。

生年月日、昭和35年4月2日。

任期、令和8年4月1日から令和11年6月30日。

提案理由でございますが、山北町人権擁護委員として、秋山世津子氏を推薦したいので提案するものです。次ページに経歴が載っておりますので、お目通しください。

議 長 説明が終わりましたので、議案第36号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので議案第36号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第36号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第17、議案第37号 山北町山北財産区管理会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第37号 山北町山北財産区管理会委員の選任について、次の者を山北町山北財産区管理会委員に選任することについて、山北町山北財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求める。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、清水明。

住所、山北町山北1424番地の2。

生年月日、昭和24年5月13日。

任期、令和8年4月1日から令和9年9月24日。

提案理由でございますが、山北町山北財産区管理会委員として、清水明氏を選任したいので提案するものです。次ページに経歴が載っておりますのでお目通しください。

議 長 説明が終わりましたので、議案第37号について質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第37号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第37号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第18、発議第1号 山北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号6番、大野徹也議会運営委員長。

6 番 大 野 発議第1号 山北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。山北町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出。

山北町議会議員、大野徹也。同議員、児玉洋一。同議員、池谷仁宏。同議員、高橋純子。同議員、熊沢友子。同議員、遠藤和秀。

提案理由ですが、標準町村議会委員会条例の一部改正に伴い、オンラインを活用した委員会の開催を可能とするため、所要の規定を整備するため、提案するものです。

詳細は事務局より説明させます。

議長 議会事務局長。
事務局長 それでは、発議第1号 山北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、本条例を改正する理由でございますが、コロナ禍や災害時、育児、介護等の理由の場合、これまでは、委員会に出席したくても、議員は出席することができませんでしたが、総務省から令和5年にオンライン開催によって、出席できるようにしてもよいという通知が発出されたことに伴いまして、山北町議会でもオンラインによる委員会が開催できるよう条例改正を行うことといたしました。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、2枚おめくりください。

第13条の次に、状況により、オンラインを活用した委員会の開催を可能とする開催の特例、第13条の2を追加いたします。第16条第2項の次にオンライン開催の委員会は、秘密会にすることができないという条文を追加いたします。

それでは、1枚お戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、発議第1号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、発議第1号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって発議第1号は原案どおり可決されました。

日程第19、発議第2号 山北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号6番、大野徹也議会運営委員長。

6番大野 発議第2号 山北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。
山北町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出。山北町議会議員、大野徹也。同議員、児玉洋一。同議員、池谷仁宏。同議員、高橋純子。同議員、熊沢友子。同議員、遠藤和秀。

提案理由ですが、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、情報通信端末機器の使用等について所要の規定を整備するため、提案するものです。

詳細については、事務局より説明させます。

議長 議会事務局長。

事務局長 それでは、発議第2号 山北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について御説明申し上げます。

初めに、本規則を改正する理由でございますが、議場に入るものの、携帯品として外套、襟巻などと表記されている言葉を標準町村議会会議規則を基に現状に合った表記に変更し、また、議会のデジタル化を進めていくという観点から、スマートフォンなどの情報通信端末機器を本会議や委員会へ持ち込みできるようにするため、規則改正を行うことといたしました。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、2枚おめくりください。

第103条を標準町村議会会議規則と同じ表記に改めるものでございます。

第107条の次に、スマートフォン、ノートパソコンなどの情報通信端末機器の持込みを可能とする条文を追加するものでございます。

それでは、1枚お戻りください。

附則、この規則は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、発議第2号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。よろしいですか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、発議第2号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって発議第2号は原案どおり可決されました。
日程第20、発議第3号 山北町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定
についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号6番、大野徹也議会運営委員長。

6 番 大 野 発議第3号 山北町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について。
山北町議会傍聴規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとす
る。

令和8年3月4日提出。山北町議会議員、大野徹也。同議員、児玉洋一。
同議員、池谷仁宏。同議員、高橋純子。同議員、熊沢友子。同議員、遠藤和
秀。

提案理由ですが、夏季の猛暑や乾燥による体調不良等を防止し、円滑な議
会運営を図るため、本規則の一部改正を提案するものです。

詳細は事務局より説明させます。

議 長 議会事務局長。

事 務 局 長 それでは、発議第3号 山北町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定
について御説明申し上げます。

初めに、本規則を改正する理由でございますが、これまで傍聴人について
は、議会傍聴規則により、飲食が禁止されておりますが、近年、特に夏場は
暑い日が続くなど、脱水症や熱中症などの発症のおそれがあるため、安全対
策として、水またはお茶に限っては、傍聴席に持込みし、飲用できるよう、
規則改正を行うことといたしました。なお、この改正によりまして、議員及
び町執行者についても、議場、委員会での飲料水の持込みが可能となります。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、2枚お
めくりください。

第16条第2号、飲食の次に、体調管理のための水分補給の場合を除く一文

を加え、飲物の持込みを可能といたします。

それでは、1枚お戻りください。

この規則は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、発議第3号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、発議第3号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって発議第3号は原案どおり可決されました。

日程第21、南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

内容については、事務局長より説明させます。

事 務 局 長 南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員の選挙について。

南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員の任期が令和8年5月29日をもって満了となるため、同組合同規約第5条第2項の規定により次のとおり選挙する。

一つ。組合議会議員3人。

二つ。任期、令和8年5月30日から令和12年5月29日。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたのでお諮りいたします。

選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、選挙方法は「指名推選」で行うことに決定しました。

お諮りします。

「指名方法」については、議長が指名することにしたいと思いますが、御

異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので議長が指名することに決定しました。
南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員に、瀬戸元治さん、尾崎武さん、小瀬純一さんの3名を指名いたします。
お諮りします。
ただいま議長が指名した3名の方を当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員には、瀬戸元治さん、尾崎武さん、小瀬純一さんの3名が当選人に決定いたしました。
日程第22、報告第2号 令和8年度山北町土地開発公社事業計画及び予算についてを議題といたします。

報告願います。

町長。

町 長 報告第2号 令和8年度山北町土地開発公社事業計画及び予算について。
令和8年度山北町土地開発公社の事業計画及び予算について地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。
企画総務課長 それでは報告第2号 令和8年度山北町土地開発公社事業計画及び予算について御説明させていただきます。なお、これから御説明いたします事業計画及び予算につきましては、先月17日に開催いたしました山北町土地開発公社理事会において承認されたものでございます。

それでは1ページをお願いいたします。

まず、令和8年度山北町土地開発公社事業計画でございますが、初めに、1点目といたしまして、公社単独事業として、つぶらの事業用地をはじめとする開発中土地の利活用及び用地の管理に努めます。

次に、2点目といたしまして、資産活用事業として、有価証券の効率的な

運用に努めます。令和8年度につきましてはこの2点でございます。

次に2ページをお願いいたします。

令和8年度山北町土地開発公社予算でございます。総則第1条、令和8年度山北町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに収入でございますが、第1款事業収益は2,215万9,000円でございます。これにつきましては第1項、土地造成事業収益240万円。これは平山工業用地のファミリーマートからの土地の賃料でございます。

第2項、附帯等事業収益1,975万9,000円。こちらにつきましては、平山地区工業用地のレオテックからの土地の賃料と高松山事業用地、つぶらの事業用地の線下補償料になってございます。

第3項、補助金等収益。こちらは公有用地に係ります町からの利子補給になりますが、令和8年度はございませんのでゼロ円という形になってございます。

次に、第2款、事業外収益104万6,000円。こちらは第1項、普通預金等の受取利息1,000円。第2項、政府保証債の有価証券利息104万5,000円でございます。収入合計は2,320万5,000円となります。

次に支出でございますが、第1款第1項販売費及び一般管理費260万2,000円。これの内訳の主なものといたしましては、委託料といたしまして、決算書作成助言業務委託、使用料及び賃借料といたしまして、車両のリース代、公租公課といたしまして、固定資産税などがございます。

第2款事業外費用第1項支払利息、こちらは公有用地の借入金利息の支出でございますが、収入と同様に、令和8年度はこちらはゼロ円ということでございます。

第3款第1項予備費は、2,060万3,000円でございます。

支出合計は収入合計と同額の2,320万5,000円でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第3条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入でございますが、第1款資本的収入2,171万円。これは第1項の借入金186万円で、公有用地などの借入金でございます。

第2項事業未収金1,985万円。こちらは、公有用地に係る町からの未収金返済額で、収入合計につきましては、2,171万円でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款資本的支出186万円。こちらにつきましては、第1項土地造成事業費186万円。こちらは高松山事業用地、つぶらの事業用地等の管理に係る経費でございます。

第2項の借入金償還金は公有用地の償還金でございますが、令和8年度はございません。支出合計は186万円になります。

そして借入金。第4条、借入金の限度額は2,171万1,000円と定めるものがございます。

4ページをお願いいたします。

令和7年度山北町土地開発公社、予定損益計算書でございます。

Iの事業収益につきましては、土地造成事業収益から補助金等収益までの合計といたしまして2,290万1,868円でございます。

事業総利益につきましては同額でございます。

次に、IIの販売費及び一般管理費につきましては286万7,356円で、事業利益につきましては2,003万4,512円でございます。

次に、IIIの事業外収益につきましては、受取利息と国債の有価証券利息の合計といたしまして132万7,817円でございます。

次に、IVの事業外費用につきましては、支払利息といたしまして58万4,623円で、経常利益といたしましては2,077万7,706円でございます。

次に、特別損失につきましては、災害による損失で91万3,000円でございます。

そして、当期純利益につきましては1,986万4,706円でございます。

次に、5ページのほうをお願いいたします。

令和7年度山北町土地開発公社予定貸借対照表になります。

初めに資産の部でございますが、Iの流動資産といたしまして、現金及び預金から未収収益までの合計といたしまして3億6,238万3,472円でございます。

次に、Ⅱの固定資産につきましては、投資その他の資産として、投資有価証券から長期事業未収金までの合計といたしまして、2億165万1,214円で、資産合計といたしましては、5億6,403万4,686円でございます。

続いて負債の部でございますが、Ⅰの流動負債につきましては、前受収益の20万円でございます。

次に、Ⅱの固定負債につきましては、預かり保証金として120万円で、負債合計は140万円でございます。

続きまして、資本の部につきましては、Ⅰの資本金、基本財産として100万円でございます。

次に、Ⅱの準備金につきましては、前期繰越準備金5億4,176万9,980円で、当期純利益は1,986万4,706円でございます。

準備金の合計といたしまして5億6,163万4,686円となり、資本合計といたしましては、先ほどの資本金100万円を加えまして、5億6,263万4,686円となり、負債合計といたしましては、5億6,403万4,686円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

令和8年度山北町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

初めに、資産の部でございますが、Ⅰの流動資産といたしまして、現金及び預金から未収収益までの合計といたしまして、4億411万5,249円でございます。

次に、Ⅱの固定資産につきましては、投資その他の資産といたしまして、投資有価証券から長期事業未収金までの合計といたしまして、1億8,238万5,914円で、資産合計といたしましては5億8,650万1,163円でございます。

続いて、負債の部でございますが、Ⅰの流動負債につきましては、短期借入金と前受収益の合計といたしまして2,060万円でございます。

次に、Ⅱの固定負債につきましては、預かり保証金として120万円で、負債合計は326万円でございます。

次に、資本の部につきましては、Ⅰの資本金、基本財産として100万円でございます。

次に、Ⅱの準備金につきましては、前期繰越準備金5億6,163万4,686円で、当期純利益は2,060万6,477円でございます。

準備金の合計といたしまして5億8,224万1,163円となり、資本合計として、先ほどの資本金100万円を加えました5億8,324万1,163円となります。

負債資本合計といたしましては5億8,650万1,163円でございます。

説明は以上となります。

議長 報告が終わりましたので、報告第2号について報告ではありますが、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、報告第2号については、これで終了といたします。

日程第23、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、別紙のとおり議員を派遣することにいたします。

なお、閉会中変更があった場合は、議長にお任せ願いたいと思います。

日程第24、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、全日程を終了しましたので、令和8年第1回山北町議会定例会を閉会いたします。

なお、10時15分より全員協議会を開催しますので、401会議室にお集まりください。
(午前10時03分)